

402. 小出力太陽電池発電設備の施設・電線路の種類

＜小出力太陽電池発電設備の施設＞

小出力太陽電池発電設備(50kW未満)に施設する太陽電池モジュール、電線、および開閉器その他の器具は、次のように施設しなければならない ①充電部分が露出しないように施設する ②太陽電池モジュールの負荷側の電路には、その接続点に近接して開閉器を施設する ③太陽電池モジュールを並列に接続する電路には、その電線に短絡を生じた場合に電路を保護する過電流遮断器を施設する ④電線は直径1.6mmの軟銅線またはこれと同等以上の強さ及び太さの物を用い、金属管工事、合成樹脂管工事、可とう電線管工事、またはケーブル工事により施設する ⑤太陽電池モジュール、およびその開閉器その他の器具に電線を接続する場合は、ねじ止め等により電氣的に完全に接続し、接続点に張力がかからないように施設する ⑥太陽電池モジュールの支持物は、JIS C8955(2004)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に示す強度を有する事

第1条(用語の定義) ハ:「電線路」とは、発電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使用場所相互間の電線(電車線を除く。)並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物という、 十七:「配線」とは電気使用場所において施設する電線(電気機械器具内の電線及び電線路の電線を除く。)という。

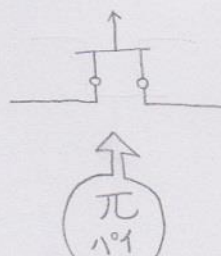
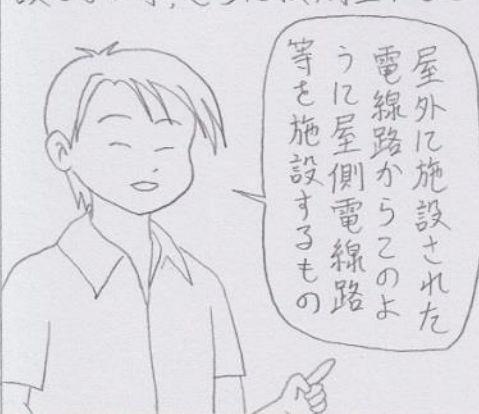
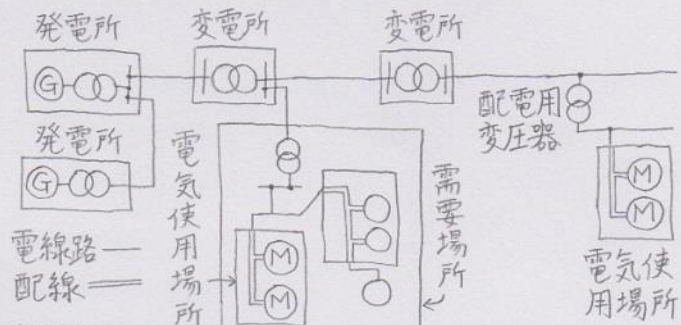
＜電線路の種類＞

①架空電線路 ②屋側電線路(※1)

③屋上電線路(※1) ④地中電線路

⑤特殊場所の電線路(トンネル内電線路・水上電線路および水底電線路・地上に施設する電線路(※1)・橋に施設する電線路・電線路専用橋等に施設する電線路・かげに施設する電線路(※2)・屋内に施設する電線路(※1)・臨時電線路) ※1:次のいずれかに該当する場合に限り、施設する事ができる。一構内に施設する電線路。一構内専用の電線路。屋外に施設された電線路からパイ引込みで施設する電線路(ただし、

高圧屋側電線路、特別高圧屋側電線路、高圧屋上電線路および屋内に施設する電線路に限る) ※2:電源開発の工事現場等で施設されるもので、建造物の上に施設しない事、道路・鉄道・軌道・索道・架空弱電流電線・架空電線または電車線と交差して施設しない事、鉄道・軌道・索道・架空弱電流電線・架空電線または電車線と電線路との水平距離は3m未満に接近して施設しない事、さらに技術上やむを得ない場合に限り施設する事ができる



架空電線路の種類
の※1に有る
パイ引込みで
何?

